

「道路維持管理業務」に係る低入札価格調査制度の見直しについて お 知 ら せ

岡山県土木部

岡山県道路維持管理業務に係る低入札価格調査制度について、次のとおり見直しを行い、平成 29 年 5 月 1 日以降に指名通知を行うものから実施しますので、お知らせします。

1 調査基準価格の算定方法の変更

現 行	変 更 後
調査基準価格は、(1)～(4)の合計 ただし、予定価格（税抜）の10分の7 から10分の9の範囲内 (1) 直接工事費× <u>95%</u> (2) 共通仮設費×90% (3) 現場管理費×90% (4) 一般管理費等×55%	調査基準価格は、(1)～(4)の合計 ただし、予定価格（税抜）の10分の7から 10分の9の範囲内 (1) 直接工事費× <u>97%</u> (2) 共通仮設費×90% (3) 現場管理費×90% (4) 一般管理費等×55%

なお、調査基準価格は、予定価格（税抜）の10分の7から10分の9の範囲内で設定（10万円単位）するものとする。

2 調査方針^{※注1}の見直し

現 行	変 更 後
(1) 直接工事費× <u>90%</u> 以上	(1) 直接工事費× <u>92%</u> 以上
(2) 共通仮設費×85%以上	(2) 共通仮設費×85%以上
(3) 現場管理費×85%以上	(3) 現場管理費×85%以上
(4) 一般管理費等×50%以上	(4) 一般管理費等×50%以上

入札価格が予定価格（税抜）の3分の2を下回る場合は、契約の内容に適合した業務が履行されないと判断し、失格とします。

注1：調査方針：「岡山県道路維持管理業務入札に係る低入札価格調査実施要領における入札価格の内訳書等の調査方針」（別添参照）

岡山県 道路整備課 ホームページへのアクセス方法

県のホームページ（<http://www.pref.okayama.jp>）から → 画面左上の [組織で探す] をクリック → [土木部] をクリック → [道路整備課] をクリック

【問合せ先】

土木部道路整備課保全班

TEL 086-226-7473

岡山県道路維持管理業務入札に係る低入札価格調査実施要領における 入札価格の内訳書等の調査方針

(要領第3条第1項第1号の規定に基づき調査基準価格を算定した場合)

基本方針

低入札価格調査実施要領第6条第2項及び第3項第2号の規定により入札価格の内訳書等の調査を行う場合には、以下の項目について十分調査し、満足できない調査条件がある場合には「当該契約の内容に適合した業務が履行されないおそれ」があるものと判断する。

また、調査に当たり、調査条件①、調査条件②、調査条件⑦、調査条件⑨、調査条件⑩の調査条件から行うものとし、当該調査条件のいずれかを満たさない場合には、「当該契約の内容に適合した業務が履行されないおそれ」があるものと判断し、当該調査条件以外の調査条件の調査は行わない。

なお、調査に協力しない者（契約担当者が指定する提出期限までに入札価格の内訳書を提出しない者を含む。）については、「当該契約の内容に適合した業務が履行されないおそれ」があるものとして取り扱うものとする。

項目1： 入札価格

調査条件① 入札価格は、予定価格（消費税及び地方消費税の額を除く。）に3分の2を乗じて得た額（円未満切上げ）を下回っていないこと。

項目2： 直接工事費

調査条件② 入札価格の内訳書における直接工事費の額は、発注者の見積参考資料における直接工事費の額の92%（円未満切上げ）以上の金額となっていること。

調査条件③ 数量は、発注者の見積参考資料（工事内訳表）に計上されている設計数量と同じであること。

調査条件④ 主要な資材等の単価は、算出根拠が適正であること。
（別紙1「主要資材等単価一覧表」により確認を行う。なお、見積の場合には見積の相手方に確認を行う。）

調査条件⑤ 労務費は、法定最低賃金を上回っていること。
（別紙2「労務単価一覧表」により確認を行う。）

調査条件⑥ 下請を予定している場合には、不当に安い見積となっていること。

項目3： 共通仮設費

調査条件⑦ 入札価格の内訳書の共通仮設費（共通仮設費率による計上分と積み上げ計上分の合計。以下同じ。）の額は、発注者の見積参考資料における共通仮設費の額の85%（円未満切上げ）以上の金額となっていること。

調査条件⑧ 積み上げ計上分については、**項目2：直接工事費 ③～⑥**に同じ。

項目4： 現場管理費

調査条件⑨ 入札価格の内訳書の現場管理費の額は、発注者の見積参考資料における現場管理費の額の85%（円未満切上げ）以上の金額となっていること。

項目5： 一般管理費等

調査条件⑩ 入札価格の内訳書の一般管理費等の額は、発注者の見積参考資料における一般管理費等の額の50%（円未満切上げ）以上の金額となっていること。

【内訳書作成上の注意事項】

提出された入札価格の内訳書における項目2、項目3、項目4、項目5の額の合計（消費税額及び地方消費税の額を除く。）と入札書に記載された金額が一致しない場合は、失格とする。

岡山県道路維持管理業務入札に係る低入札価格調査実施要領における 入札価格の内訳書等の調査方針

(要領第3条第1項第2号の規定に基づき調査基準価格を算定した場合)

基本方針

低入札価格調査実施要領第6条第2項及び第3項第2号の規定により入札価格の内訳書等の調査を行う場合には、以下の項目について十分調査し、満足できない調査条件がある場合には「当該契約の内容に適合した業務が履行されないおそれ」があるものと判断する。

また、調査に当たり、調査条件①の調査条件から調査を行うものとし、当該調査条件を満たさない場合には、「当該契約の内容に適合した業務が履行されないおそれ」があるものと判断し、その他の調査条件の調査は行わない。

なお、調査に協力しない者（契約担当者が指定する提出期限までに入札価格の内訳書を提出しない者を含む。）については、「当該契約の内容に適合した業務が履行されないおそれ」があるものとして取り扱うものとする。

調査項目

調査条件① 入札価格は、予定価格（消費税及び地方消費税の額を除く。）に3分の2を乗じて得た額（円未満切上げ）を下回っていないこと。

調査条件② 数量は、発注者の見積参考資料（工事内訳表）に計上されている設計数量と同じであること。

調査条件③ 主要な資材等の単価は、算出根拠が適正であること。
（別紙1「主要資材等単価一覧表」により確認を行う。なお、見積の場合には見積の相手方に確認を行う。）

調査条件④ 労務費は、法定最低賃金を上回っていること。
（別紙2「労務単価一覧表」により確認を行う。）

調査条件⑤ 下請を予定している場合には、不当に安い見積となっていないこと。

【内訳書作成上の注意事項】

提出された入札価格の内訳書における項目2、項目3、項目4、項目5の額の合計（消費税額及び地方消費税の額を除く。）と入札書に記載された金額が一致しない場合は、失格とする。